

## 民生委員・児童委員の活動環境と処遇の改善及び担い手確保

### 対策の強化を求める意見書

民生委員・児童委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「濟世顧問制度」を始まりとしている。大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年には方面委員制度が全国に普及した。昭和21年には、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められ、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、戦後から今日まで、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきたところである。

また、本制度は、来年、制度創設110周年という節目を迎えるが、高齢化の進行など社会構造の変化の中で、全国的な現状として、高齢者の見守りや孤立死対策、児童虐待やひきこもりに対応するための子どもや家庭の見守り、災害時における要配慮者の避難支援など広範な分野での役割が求められるため、期待も高まっているところであるが、行政や自治会との連携の中で多くの役割を担っていることも民生委員・児童委員の負担増加につながっている。

そのようななか、民生委員・児童委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員ではあるが、民生委員法第10条において「給与を支給しない」と定められ、無償ボランティアとして活動している。しかし、必要な交通費・研修参加費などの活動費は支給されるものの物価高騰の影響により、支給される活動費は実質的に圧迫されている。

そして、活動の多様化と高齢者雇用の増加や地域コミュニティの希薄化による担い手確保は年を重ねるごとに困難となっており、事実、厚生労働省は、今年1月16日、民生委員・児童委員の令和7年度一斉改選の結果を公表。全国で240,971人の定数に対し、委嘱数は220,880人となり、欠員数は20,000人を超えたところである。

平成26年4月の厚生労働省による「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」では、具体的ななり手不足解消への議論が進んでおらず、その解決の糸口すら見えていない。本市でも、自治会などの協力を得ながら推薦対象者の人選を進めているが、厳しい状況が続いており、国は、なり手不足解消への取組を今こそ始めるべきである。

よって本市議会は、持続可能な民生委員・児童委員制度とするため、活動費等の引上げの必要性、なり手不足などの現状を踏まえ、国会及び

政府に対し、下記の事項について強く要望する。

#### 記

- 1 民生委員・児童委員の役割、求められる活動内容を明確化して活動しやすい環境を整備、負担軽減となる支援をすること
- 2 社会情勢に見合った活動費とするために早急な財政措置を講じること
- 3 自治体を実施する民生委員・児童委員への支援体制に対して財政支援等を強化すること
- 4 担い手確保に向けた対策を検討する有識者会議の設置
- 5 担い手確保に向けた社会的認知度の向上のための継続的な啓発・広報活動の実施

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 30 日

羽 島 市 議 会

[送付先]

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣